

生駒市遺贈寄附に係る支援事業に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 目的

本市では、遺言代用信託と遺言信託による遺贈寄附の協定を銀行と締結していますが、金銭以外や包括遺贈による寄附は、事務処理の煩雑さや、相続トラブルの回避等の理由により、原則受け付けていない状況です。

また、身寄りのいない高齢者が増加している中、遺贈寄附を促進するためには、終活支援事業との連携の必要性が高まっています。

お亡くなりになった方の想いを次の世代へ引き継ぐための制度の充実を図るため、民間事業者の有する専門的知識を生かし、金銭以外や包括遺贈による寄附にも対応可能な体制を構築することとし、生駒市の遺贈寄附に係る支援事業を実施する民間事業者を募集します。

(2) 業務名

生駒市遺贈寄附に係る支援事業

(3) 業務内容

本市への遺贈寄附に関する寄附者の相談受付から、寄附実行までの伴走支援

(4) 業務期間

令和8年3月から令和9年3月31日までとします。ただし、期間満了日の1ヶ月前までに締結当事者のいずれかから終了期間の延長を申し出たときは、協議の上、期間満了日の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とします。

2. 本市が求める提案内容

提案にあたって本市が求める内容は、以下のとおりです。

- (1) 本市への遺贈寄附に関して、業務内容遂行に必要な知識を有するとともに、寄附者が利用しやすい体制が整備されていること。
- (2) 金融機関や士業、終活支援事業者等と提携し、遺贈寄附の実行までの必要に応じた支援を行う体制が整備されていること。
- (3) 提案者に寄附者から本市への遺贈寄附の相談があった場合は、寄附者の同意を得た上でその内容を共有し、それに対する方針を協議してから具体的な手続きを進めること。
- (4) 不動産や有価証券等の金銭以外による寄附の場合、換価後に本市へ寄附金の送金が可能であること。
- (5) 本市への遺贈寄附を希望する寄附者からの相談に関する費用は無料とすること。
- (6) 遺贈寄附の実行に伴い、本市の歳出事務が発生しないようにすること。
- (7) 本支援事業の実施にあたり、協力する事業者（以下「協力事業者」という。）と共に実施する場合には、協力事業者においても本実施要領に定めた条件等を遵守することに合意していること。なお、複数の提案者から応募があった場合、協力事業者が提案者間で重複することも可能とする。
- (8) 本支援事業の利用方法等に関する寄附者からの問い合わせは、主に提案者が対応すること。
- (9) 業務内容の遂行にあたり、個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定を遵守すること。

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければなりません。なお、本支援事業の実施にあたり、協力事業者がいる場合には、すべての事業者において資格要件を満たすこととします。

- (1) 公示日現在から提案採用予定者特定の日まで、生駒市より入札参加停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (5) 納付すべき税を滞納していないこと。
- (6) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

4. 質問の受付及び回答

(1) 提出期限

令和8年1月9日（金）15時00分まで（必着）

(2) 提出方法

別添の質問書（様式1）により、電子メールにて提出してください。

※電子メール以外の方法で提出された質問に対しても回答しません。

(3) 回答日

令和8年1月14日（水）15時00分

(4) 回答方法

市公式ホームページに掲載

5. 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

① 企画提案書提出届（様式2-1若しくは様式2-2）及び下記ア～ウの参加資格確認書類 原本1部

ア 法人にあっては、商業登記簿謄本若しくは現在事項証明書（履歴事項証明書でも可）の写し
個人にあっては、破産手続開始決定の確定通知（破産宣告の通知を含む）などを受けていない証明書の写し

イ 法人にあっては、最新の事業年度の納税証明書（「法人税」及び「消費税及地方消費税」）の写し
個人にあっては、最新の事業年度の納税証明書（「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」）の写し

ウ 誓約書（暴力団排除関係）（様式3）

※本市の「令和7年度物品・委託業務業者登録一覧表」に登録のある者については、
参加資格確認書類を省略することができます。参加資格確認書類の提出有無により、企画提案書提出届の様式を選択してください。

② 企画提案書 原本1部、副本8部（副本については、提案者名が分からないようにマスキング処理等を実施すること。）

企画提案書に関する様式の指定はありませんが、5(2)の内容を満たして作成してください。

(2) 作成・提案要領

① 提案内容と効果

上記2(1)～(9)を踏まえて、どのような考え方に基づき、どのようなことができるか等を具体的に記載してください。

② 提案の理由・趣旨及び組織体制

提案を行う背景や目的、当該提案を実施するための提案者の実績、能力及び組織体制について記載してください。

③ 本市に生じる費用負担

提案内容を実施する際に発生する手数料等の料金体系を記載してください。

④ リスク管理

提案内容の実施において想定されるリスクと対応策及び本市と提案者とのリスクの分担について記載してください。

⑤ 事業スケジュール

業務開始が令和8年3月予定であることを踏まえて記載してください。

⑥ 提案者の個人情報の取扱いに関する情報

提案者が保有する認証等について記載してください。

⑦ 知的財産、営業秘密等に関する情報

提案者独自の権利やノウハウ等、提案の取扱いに際し配慮を希望する事項等を記載してください。

(3) 提出期限等

① 提出期限

令和8年1月26日（月）15時00分まで（必着）

② 提出場所

生駒市役所経営企画部企画政策課

③ 提出方法

持参又は郵送にて提出してください。

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。

(4) 辞退

企画提案書等提出後に提案を辞退する場合は、辞退届（様式4）を提出してください。

① 提出期限

協定締結日の前日まで（必着）

② 提出場所

生駒市役所経営企画部企画政策課

③ 提出方法

持参又は郵送にて提出してください。

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。

6. 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとします。なお、審査の結果により基準点を上回る提案者が複数いた場合は、すべての提案者を提案採用予定者とし、また、基準点に達する提案者がいない場合は、提案採用予定者を特定せず、募集内容を見直した上で再度選考を行う場合があります。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された企画提案書を下記7(1)～(6)で示す審査基準に基づいて審査し、一定の基準を下回る場合は、第2次審査に付きないこととし、その旨を応募者に通知します。ただし、プロポーザルの提案者が5者程度以下である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査における提出書類審査及びヒアリング等による審査のみを実施できるものとします。

実施日：令和8年2月上旬

(2) 第2次審査（ヒアリング等による最終審査）

第1次審査により選考された者に対し企画提案についてのヒアリング等を実施し、下記7(1)～(6)で示す審査基準に基づいて再評価を行い、提案採用予定者を特定します。

なお、審査委員会は非公開とし、正式な日時、詳細等については、第1次審査合格者に別途通知します。

実施日：令和8年2月中旬（予定）

※1者あたり説明20分、質疑応答15分以内

※参加者は4名以内とし、企画提案書等に沿った説明を行うこと。なお、スクリーン・プロジェクターは本市で用意する。

※オンライン会議システムZoomによるヒアリングも併用します。

(3) 審査結果の通知

審査結果の取扱いについては、下記のとおりとします。また、提案採用予定者にならなかつた提案者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に生駒市役所経営企画部企画政策課へ説明を求めることができます。

① 第1次審査

審査結果を書面により通知します。なお、選考された者のみ、審査結果及びヒアリング等を実施する旨を、書面で通知します。

② 第2次審査

審査結果を書面により通知します。

7. 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。

- (1) 提案内容 20／100 点
 - ・本支援事業における課題や目的、また本市が求める提案内容について考慮されているか。
- (2) 知識、能力及び実績 20／100 点
 - ・提案者が提案内容を実施する上で必要な知識や能力、実績等を有しているか。
- (3) 費用負担 10／100 点
 - ・提案内容に見合った適正な料金体系となっているか。
- (4) ノウハウや創意工夫など 20／100 点
 - ・提案者のこれまでのノウハウなどを活かした創意工夫のある提案となっているか。
- (5) リスク管理 20／100 点
 - ・提案内容の実施におけるリスク管理が適切に実施されているか。
- (6) サポート体制 10／100 点
 - ・寄附者からの相談に柔軟に対応できる体制が整っているか。
 - ・その他計画等が遂行可能なものとなっているか。

8. 日程

| | |
|------------|----------------|
| 公示 | 令和7年12月25日 |
| 質問受付締切 | 令和8年1月9日15時まで |
| 質問回答 | 令和8年1月14日15時まで |
| 企画提案書等受付締切 | 令和8年1月26日15時まで |
| 第1次審査 | 令和8年2月上旬 |
| 第2次審査 | 令和8年2月中旬（予定） |
| 結果通知 | 令和8年2月下旬（予定） |
| 協定締結 | 令和8年3月（予定） |
| 業務開始 | 令和8年3月（予定） |

9. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された企画提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。また、提案採用予定者特定後においても、選考結果を取り消すことができるものとします。

- (1) 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 企画提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (4) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (5) 財務状況の悪化等により、提案実施に支障が生じると判断されるとき。
- (6) 社会的信用の著しい損失等により、提案採用者として適切ではないと判断されるとき。
- (7) その他不正な行為があった場合

10. 協定の締結及び事業の開始

提案採用予定者特定後、協定に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに協定の手続きを行うものとします。なお、本支援事業の開始日については、協定に係る協議において決定するものとし、開始日以降、事業の案内、広報等を順次実施します。

- (1) 本市への遺贈寄附の申出又は相談のうち、寄附の実行に向けて専門的知識を有する者のサポート等を必要とする場合には、提案採用者への相談を案内します。
- (2) ホームページやSNS等本市が所管する広報媒体において、事業の広報を行います。

11. 協定書締結後の決定取消し等

- (1) 業務期間中であっても、参加資格に抵触することが明らかになった場合には、協定書等の破棄及び提案実施を終了します。
- (2) 事業の実施状況について定期的に検証を行い、必要に応じて協定内容の見直し等を行うことがあります。

12. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。ただし、審査にあたり確認が必要とされた場合、本市職員が聞き取りや、資料の追加・補正を求める場合があります。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となります。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があります。

なお、本プロポーザルの提案採用予定者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とします。

13. 担当部署（提出・問合せ先）

生駒市役所経営企画部企画政策課 担当：北野・竹井・北廣

生駒市東新町8-38 TEL：0743-74-1111 内線4171

メールアドレス：kikaku@city.ikoma.lg.jp